

「総合研究大学」の前途を憂い、 英語特任教員の過重教育負担に反対する

広島大学は、学部学生の英語能力を強化する、との目的を持って、教養教育から非常勤講師を排し、それに代わって週に最大10コマもの教養英語を担当する「特任教員」5名（准教授1名、講師4名）を、4月1日付で外国語教育研究センターにおいて採用する。広島大学教職員組合は、「週10コマの教養英語担当」というこれら特任教員の教育研究条件、労働条件が、同一部局の他の教員に比して著しく劣悪であり、同僚間の条件の均等という総合研究大学にとって死活的に重要な原則を掘り崩すものであることから、2010年9月8日、10月26日及び2011年1月6日の3回にわたって大学側と団体交渉を持ち、大学側の認識を問い質し、来年度については非常勤講師が全排されないことから、特任教員の授業負担をその分軽減すること等を求めた。

それに対する大学側の対応は、残念ながら誠実とは言えないものであった。9月の第1回では他大学に週10コマ担当の例があると言いながら、具体例を示すよう求めた本組合に対し提出した資料では、日本人常勤教員で週10コマを担当している例はなかった。非常勤講師の退任が全てでなく61コマにとどまることから、来年度については特任教員の担当コマ数は7コマを上限にし、加重負担状況を検証すべきだと組合の主張に対しては、事務的な理由だけでクラスサイズを35人から30人にし、そのクラス数増加分を特任教員に押しつけ、初年度から半期10コマを設定した。この程度のサイズ縮小は、特任教員の研究時間を犠牲にしてまで実現すべき必要性も教育効果も持っていない、という外国語教員自身の主張にもかかわらず、である。

教養英語は小テストの作成や採点など授業時間以外の作業を当然に伴ううえ、大学側は、常勤としての採用で、学生の能力向上への、より責任ある体制を目指すと言うため、授業時間以外の学生支援業務が予想される。そうであれば、週10コマの担当は尋常ならざる加重負担であり、たとえ大学側がプロジェクトや委員会等を免除すると主張しているとしても、これによって採用される若手研究者の成長を著しく阻害する、と本組合は結論づけざるをえないし、何度求めても、大学側は具体的にこれに反論することはなかった。

従来からの外国語教育研究センター日本人常勤教員の週あたり教養英語担当コマ数は、最高でも4コマであることから、教員間に格差や差別の意識を助長する。また特任教員に対する委員会等の職務免除は、若手研究者にとっては大学行政経験の機会を奪われるために、逆に大学教員としてのキャリアアップに不利である。したがって、むしろ従来からの教員と特任教員の双方とも、バランスの取れた職務負担を負うことが望ましい。

さらに、本特任教員は、大学側がこれまで言及はしても具体的な検討を行ってこなかった、「研究主担当」「教育主担当」への教員の分類を、十分な検討や組合を含む関係者との協議なしに、なし崩し的に導入しようとするもので、とうてい容認できない。特に、今後の成長を見込むことのできる若手研究者が「なし崩し教育主担当」の対象となり、教育に忙殺されて研究の時間を著しく奪われることは、許し難い。

他大学の日本人教員には例がない週10コマの教養英語授業担当を、その意味や影響、そして教育的効果を一切検討しないまま、広島大学が日本でただ一人導入する。それにもかかわらず、そして何の根拠も示さず、教育担当副学長は、「しっかりできる人を採用した」と言い切った。したがって、仮に彼ら特任教員のパフォーマンスが大学の期待を裏切るものであったとしても、その責は大学が一身に負うべきものであり、そのことによる不利益処分は許されない。

もとより、任期満了後の再任条件は、募集時はおろか、内定後の現在に至っても全く確定されておらず、こののちの策定は恣意的なものとならざるをえないため、許されるものではない。したがって、今後再任条件を決定することがあったとしても、それが今回採用される特任教員たちを拘束してはならない。この点で、大学側の、今後決定するかも知れぬ再任条件を受入れないからといって内定した特任教員の採用を取り消すことはないとの言明は、評価したい。

今回の団体交渉は、その過程で、半期10コマもの担当を強いるという未曾有の超負担がもたらす、教育上、研究上のさまざまな問題点を、大学側がほぼ全く検討してこなかったことが明らかになった。そして第2回目の交渉での組合側の追及に対しては、大学側は肯定や沈黙等の曖昧な態度を取り、その結果、発言されたことに基づいて、いちおうの合意がなると双方が了解したにもかかわらず、事務的なはずであった文書確認の過程で大学側は第2回交渉の合意の全てを否定するという不誠実な態度を示した。この結果、双方が文書による合意に達することができなかったことは極めて遺憾である。

今後は、大学側が上記の言明のほかに団体交渉の場で行った、彼ら特任教員が半期に担当する授業等の総数は10コマを上限とするという約束と、彼らの勤務実態をきちんと検証するという約束を合わせて、これらの3つの約束が、当該特任教員に正確に伝えられた上で誠実に履行されることを、本組合は強い関心を持って注視してゆくものである。

2011年1月26日

広島大学教職員組合
執行委員長 マハラジャン、ケシャブ・ラル

